- 1.環境に関する条例等
- (1)釧路市環境基本条例

(平成17年10月11日 釧路市条例第128号)

目次

前文

第1章 総則(第1条 第6条) 第2章 環境の保全及び創造に関する基 本方針等(第7条 第9条)

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第10条 第29条)

第4章 地球環境保全及び国際協力(第30条・第31条)

第5章 環境審議会(第32条) 附則

釧路市は、広大な太平洋に臨み、タンチョウをはじめ数多くの野生生物が生息する 国際的にも貴重な釧路湿原などのすぐれた 自然にいだかれ、そのかけがえのない環境 から絶えることなく豊かな恵みを受けつつ、 今日まで発展してきた。

一方、今日の私たちの社会は、豊かさや 利便性が高まった反面、日常生活や経済活 動等の人の営みが拡大し、大量の資源やエ ネルギーが消費され、環境への負荷が増大 し、その影響は地域の環境のみならず、今 や人類の生存基盤である地球環境全体に及 ぶまでに至った。

もとより、すべての市民は、環境からの 恵沢を受け良好な環境の下に生活する権利 を有しており、将来にわたりこの環境を健 全で恵み豊かなものとして次の世代に引き 継いでいくことは、私たちの願いであり、 また、責務でもある。

このため、私たちは、地域の自然環境や 生活環境を良好なものとするとともに、環 境への負荷を増大させている現在の経済社 会構造のあり方や生活様式を見直し、かけ がえのない地球に生きるものの一員として の自覚の下に地球環境の保全に貢献してい かなければならない。

このような考え方に立って、市、事業者 及び市民のすべてが、環境の問題を自らの 課題として認識し、それぞれの責任の下に 相互に連携しながら役割を果たしていくこ とにより、環境への負荷を低減するととも に、循環を基調とした持続的発展が可能な 社会をつくるため、釧路市環境基本条例を 制定する。 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)にて、基本理念を定め、並びに市、事者及び市民の責務を明らかにするととに、施策の基本となる事項を定めることとの施策を総合的かつ計民がはし、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によるものを除く。)及び悪臭によるものを除く。)及び悪臭によるものを除く。)及び悪臭によるものを除く。)及び悪臭によるものを除く。)とび悪臭によ活環境のある財産並びに人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及 び市民のすべての者がそれぞれの責任を 認識し、公平な役割分担の下、自主的か つ相互に連携協力して推進されなければ

ならない。

- 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、市民の意見を適切に反映して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに 当たっては、これに伴って生ずる公害を 防止し、又は自然環境を適正に保全する ために必要な措置を講じなければならな い。
- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動において再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、 その事業活動に関し、環境に与える影響 を認識し、自ら環境への負荷の低減に努 めるとともに、市が実施する環境の保全 及び創造に関する施策に協力しなければ ならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の適正処理及び排出の抑制、資源やエネルギーの節減及び環境への負荷の低減に資する製品等の利用に努めなければ

ならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、その日常生活において、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本 方針等

(施策の基本方針)

- 第7条 市は、基本理念にのっとり、次に 掲げる基本方針に基づく環境の保全及び 創造に関する施策を総合的かつ計画的に 推進するものとする。
 - (1) 人の健康の保護及び生活環境の保 全を図るため、大気、水、土壌等を良 好な状態に保持すること。
 - (2) 人と自然との共生を図るため、生物の多様性を保全するとともに、湿原、水辺地等多様な自然環境を適正に保全すること。
 - (3) 地域の特性を生かした良好な景観 の形成、歴史的文化的遺産の保全等に より、潤い、ゆとり、安らぎ等心の豊 かさが感じられる環境を確保すること。
 - (4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用等により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。
 - (5) 地球環境保全のため、地域における環境への負荷の低減を進めるとともに、国際協力を推進すること。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造 に関する長期的な目標及び施策の大綱そ の他必要な事項について定めるものとす る。
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を適切に反映するとともに、釧路市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したとき は、速やかに、これを公表しなければな らない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更

について準用する。

(釧路市環境白書)

- 第9条 市長は、毎年、環境の現況及び環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、釧路市環境白書を作成し、公表しなければならない。
- 第3章 環境の保全及び創造に関する基本 的施策

(市の事業に係る環境への配慮)

第 10 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施に当たっては、環境への負荷が低減されるよう、十分に配慮するものとする。

(規制の措置)

第 11 条 市は、環境の保全上の支障を防止 するため、必要な規制の措置を講ずるも のとする。

(経済的措置)

- 第 12 条 市は、市民及び事業者が環境の保 全及び創造に資する措置をとることを促 進するため必要があるときは、適正な助 成その他の措置を講ずるよう努めるもの とする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、 特に必要があるときは、市民又は事業者 に適正な経済的負担を求める措置を講ず るものとする。

(環境影響評価)

第 13 条 市は、環境に著しい影響を及ぼす おそれのある事業を行おうとする者が、 あらかじめその事業に係る環境への影響 について自ら適正に調査、予測及び評価 を行い、その結果に基づき、その事業に 係る環境の保全について適正に配慮する ことを推進するため、必要な措置を講ず るものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

- 第 14 条 市は、廃棄物処理施設、下水道その他の環境の保全上の支障を防止するための施設の整備を推進するように努めるものとする。
- 2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の快適な環境の維持及び創造に 資する事業を推進するように努めるもの とする。

(市民及び事業者の活動の促進)

第 15 条 市は、市民及び事業者が自発的に 行う環境の保全及び創造に関する活動を 促進するため、必要な措置を講ずるもの とする。

(環境教育及び学習の推進)

- 第 16 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習 (以下「環境教育及び学習」という。)の推進に努めるものとする。
- 2 前項の場合において、市は、特に将来 を担う世代について、積極的に環境教育 及び学習を推進するように努めるものと する。

(情報の収集及び提供)

第 17 条 市は、市民及び事業者の自発的な活動の促進並びに環境教育及び学習の推進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第 18 条 市は、環境に関する現状を把握し、 環境の保全及び創造に関する施策を推進 するため、必要な調査研究の実施及びそ の成果の活用に努めるものとする。

(監視等の体制整備)

- 第 19 条 市は、環境に関する現状を把握し、 環境の保全及び創造に関する施策を適正 に実施するため、必要な監視、測定及び 検査等の体制の整備に努めるものとする。 (自然環境の保全)
- 第 20 条 市は、タンチョウ、シマフクロウ その他野生生物の保護管理並びに釧路湿 原、春採湖をはじめとする湿原、森林、 水辺地その他の多様な自然環境の保全及 び適正な利用の促進が図られるように努 めるものとする。

(公害の防止)

第 21 条 市は、市民の健康の保護及び生活 環境の保全が図られるよう、公害を防止 するために必要な措置を講ずるものとす る。

(快適な都市空間の形成)

第 22 条 市は、安らぎと潤いのある快適な 都市空間の形成を図るため、歴史的文化 的遺産の保全及び水辺の整備等必要な措 置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成)

第 23 条 市は、自然と調和した、地域の特性を生かした良好な景観を形成するために必要な措置を講ずるものとする。

(緑化の推進)

第 24 条 市は、緑豊かな生活環境の確保が 図られるよう、緑化を推進するために必 要な措置を講ずるものとする。

(都市美化の推進)

第 25 条 市は、ごみの投棄や散乱の防止等 都市美化を推進するために必要な措置を 講ずるものとする。

(廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的利用等の推進)

- 第 26 条 市は、環境への負荷の低減を図る ため、市民及び事業者による廃棄物の発 生の抑制及び適正処理、資源の循環的利 用並びにエネルギーの有効利用が促進さ れるように必要な措置を講ずるものとす る。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、 市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の発生の 抑制及び適正処理、資源の循環的利用並 びにエネルギーの有効利用に努めるもの とする。
- 3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との連携協力)

- 第 27 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体等との連携協力に努めるものとする。
- 2 前項の場合において、市は、釧路湿原 の保全等特に広域的に取り組む必要があ るときは、関係する地方公共団体等との 連携協力に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 28 条 市は、その機関相互の施策の調整 を図り、環境の保全及び創造に関する施 策を総合的に推進するための体制を整備 するものとする。

(財政上の措置)

- 第 29 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の 措置を講ずるように努めるものとする。
- 第4章 地球環境保全及び国際協力 (地球環境保全の推進)
- 第30条 市は、地球環境保全に資するため、 地球温暖化の防止、生物の多様性の保全 等に関する施策の積極的な推進に努める ものとする。

(国際協力の推進)

- 第 31 条 市は、国及び他の地方公共団体等 と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。
- 2 市は、特に自然環境保全に関し、国際機関、国及び他の地方公共団体その他関係する団体等と連携して、情報交換、調査研究及び人材交流等を行うことにより国際協力の推進が図られるように努めるものとする。

第5章 環境審議会

(釧路市環境審議会)

- 第 32 条 環境の保全及び創造に関する基本 的事項を調査審議するため、釧路市環境 審議会(以下「審議会」という。)を置 く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲 げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の 保全及び創造に関する基本的事項
- 3 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員 18 人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員 の任期は、前任者の残任期間とする。た だし、再任を妨げない。
- 5 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 6 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に調査委員を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の 組織及び運営に関し必要な事項は、規則 で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施 行する。

(2)釧路市公害防止条例

(平成17年10月11日 釧路市条例第136号)

目次

第1章 総則(第1条 第4条)

第2章 市長の行う公害防止施策等(第5条 第13条)

第3章 公害に対する規制等

第1節 規制基準(第14条・第15条)

第2節 特定施設の認可等(第16条 第23 条)

第3節 生活障害行為の制限等(第24条 第28条)

第4節 改善命令等(第29条 第32条)

第4章 雑則(第33条)

第5章 罰則(第34条・第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公害防止に関する本市 の施策の基本を定め、もって市民の健康と 福祉の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 この条例は、市民等しく健康で文化 的な生活を享受する権利が保障されている ことを認識し、人間尊重、生活優先の精神 を基本として、自然環境及び生活環境の保 全に努め、現在及び将来の市民のために健 全かつ良好な環境を確保することを基本理 念とする。

(定義)

- 第3条 この条例において「公害」とは、釧路市環境基本条例(平成17年釧路市条例第 128号)第2条第3項に規定する公害をいう。
- 2 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭(以下「ばい煙等」という。)を排出し、又は発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- 3 この条例において「特定工場等」とは、 特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 4 この条例において「規制基準」とは、事業活動その他の活動を行う者が遵守すべき 「ばい煙等」の発生に係る許容限度で、規 則で定めるものをいう。
- 5 この条例において「生活障害行為」とは、 第1項に定める公害を除き、人の健全かつ 正常な日常生活及び生活環境に障害を与え、

又は著しく不快、不便等の支障を及ぼす行 為をいう。

(責務)

- 第4条 市長は、第1条の目的を達成するため、国及び北海道各行政機関の行う施策にあわせ、本市の自然的及び社会的条件に応じた公害防止に関する施策を計画し、及び実施しなければならない。
- 2 市長は、前項の施策を実施するに当たり 市民の理解と協力を得られるように努めな ければならない。
- 3 市長は、広域的な公害の防止を図るため、 必要に応じ、他の隣接の地方公共団体とと もにその施策を講ずるよう努めなければな らない。
- 4 事業者は、公害を防止するため、その責任においてその管理する施設について必要な公害防止の措置を講ずるとともに市長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
- 5 事業者は、法令、北海道公害防止条例 (昭和46年北海道条例第38号。以下「道条 例」という。)及びこの条例の規定に違反 しない場合においても、それを理由として 公害防止についての努力を怠ってはならな い。
- 6 市民は、公害を発生させないように努めるとともに、市長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

第2章 市長の行う公害防止施策等

(調査、研究及び監視)

第5条 市長は、公害防止のために必要な調 査及び研究を行い、公害発生状況を監視す るとともにその体制の整備に努めなければ ならない。

(資料及び情報の提供)

第6条 市長は、市民の公害に関する知識の 普及を図り、その認識を深めるために必要 な資料及び情報の提供と広報に努めなけれ ばならない。

(立入検査等)

- 第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に特定工場等に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、関係人に 提示しなければならない。

(技術指導)

第8条 市長は、必要と認めたときは、特定 工場等に対し、当該職員に技術上の指導又 は指示を行わせることができる。

(公害防止事業)

- 第9条 市長は、本市における自然的及び社会的条件により、事業活動による公害が現に発生し、著しく人の健康又は生活環境の汚染があると認めるときは、公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号。以下「負担法」という。)第2条第2項各号の主旨にのっとり次に掲げる公害防止事業を行うことができる。
- (1) 汚でいその他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川若しくは湖沼におけるしゅんせつ若しくは浄化事業
- (2) 特定工場等が協同で設置する汚水又は 廃液を浄化するための事業
- (3) 大気汚染防止のための地域暖房建設事 業
- 2 市長は、前項に定める公害防止事業を実施するときは、公害の発生源となった事業者に対し、その費用の全部又は一部を負担させることができる。
- 3 前項に規定する公害防止事業の費用につ き事業者の負担総額及び負担割合その他の 事項に関しては、負担法の定めるところに よる。
- 4 市長は、第2項に掲げる公害防止事業負担について特に小規模事業者に対し適切な 配慮に努めなければならない。
- 5 市長は、第3項に定める負担総額及び負担割合その他の事項を定めるときは、釧路市環境審議会(以下「審議会」という。) の意見を聴かなければならない。

(都市計画事業等)

第10条 市長は、前条に定める公害防止事業 を実施するほか、本市の土地区画整理、上 下水道、道路、河川改修、住宅その他都市 計画に関連する事業の推進に当たり公害防 止と良好な環境の確保に努めなければなら ない。

(環境事業団事業等)

第11条 市長は、環境事業団その他の公庫、 公団等が実施する融資、譲渡その他の方式 による公害防止の施策の確保に努めなけれ ばならない。

(公害防止協定)

第12条 市長は、公害防止のために必要があると認めるときは、ばい煙等を発生する施

設を設置している者又は設置しようとする 者との間に公害防止に関する協定等を結ぶ ことができる。

(資金助成等)

第13条 市長は、中小企業者がばい煙等を処理する施設を設置し、又は改善しようとするときは、資金のあっせん及び助成並びに技術的な助言その他の援助に努めなければならない。

第3章 公害に対する規制等

第1節 規制基準

(規制基準)

- 第14条 市長は、公害を防止するため法令及 び道条例で定めのあるものを除き、規則で 規制基準を定めるものとする。
- 2 法令又は道条例において、規制基準のある場合は、その基準による。
- 3 第1項の規制基準を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(規制基準の遵守義務)

第15条 工場又は事業場に特定施設を設置している者(以下「特定施設設置者」という。)は、当該特定施設に係る規制基準(規則に規制基準の定めのないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度)を超えて、ばい煙等を排出し、又は発生させてはならない。

第2節 特定施設の認可等

(特定施設の新設等の認可)

- 第16条 工場又は事業場に新たに特定施設を 設置しようとする者は、あらかじめ市長の 認可を受けなければならない。
- 2 前項の規定による認可を受けようとする 者は、次に掲げる事項を記載した申請書を 市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び所在地並びに法人に あっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類と数量
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用方法
- (6) ばい煙等の処理の方法
- (7) その他規則で定める事項
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請に係る特定施設から排出し、又は発生するばい煙等が、規制基準に適合すると認めるときは、申請書の提出があった日から60日(当該申請が形式上の要件に適合しない場合におい

- て、当該申請に対し補正を求めたときは、 当該補正に要した期間を除く。)以内にこれを認可しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による認可をするに 当たっては、公害防止のために必要な限度 において条件を付することができる。

(内容変更の認可等)

- 第17条 特定施設設置者は、前条第2項第3 号から第6号までに掲げる事項を変更しよ うとする場合は、あらかじめ規則で定める ところにより、市長の認可を受けなければ ならない。ただし、市長が認める軽微の変 更については、この限りでない。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による認可について準用する。

(完成届、認定及び使用開始の制限)

- 第18条 前2条の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る特定施設の設置又は変更の工事が完成した場合は、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があった 場合、7日以内に当該届出に係る認定の内 容及び条件が適合しているか否かを検査し、 適合しているときは、その旨を認定し、認 定書を交付しなければならない。
- 3 特定施設設置者は、前項の認定書の交付 を受けた後でなければ、当該特定施設の使 用を開始してはならない。

(事故の措置)

第19条 特定施設設置者は、事故の発生により規制基準を超えてばい煙等を排出し、又は発生させるおそれの生じたときは、直ちに操業の縮少又は停止をし、公害防止に必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

(廃止届)

第20条 特定施設設置者は、当該特定工場等 を廃止したときは、その日から30日以内に その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第21条 特定施設設置者から特定施設を譲り 受け、又は借り受けた者は、当該特定施設 に係る認可を受けた者の地位を承継する。

(特定施設に関する経過措置)

第22条 いずれかの施設が特定施設となった際、現に工場又は事業場にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところによ

り、市長に届け出なければならない。

(規制基準に関する経過措置)

- 第23条 市長は、前条に規定する届出をした 者に対し、その届出施設から排出し、又は 発生するばい煙等が、規制基準を超えてい るものについては、期間を定めて規制基準 に適合するよう設備その他の改善を勧告す るものとする。
- 2 前項に規定する期間については、あらか じめ審議会の意見を聴いて定めるものとす る。

第3節 生活障害行為の制限等

(水産物の運搬)

第24条 水産物の運搬を行う者は、積載量の 過大、積載方法の不備等によって、道路上 に魚介類を放置してはならない。

(燃焼不適物等の燃焼禁止)

第25条 何人も住宅の密集している地域において、著しいばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生するおそれのあるものを燃焼させてはならない。

(拡声器の使用制限)

第26条 商業宣伝その他営業の目的をもって 拡声器を使用する者は、正常かつ健全な日 常生活を阻害する異状な音量を発生させて はならない。

(夜間の静穏保持)

第27条 何人も夜間(午後10時から翌日の午前6時までをいう。)においては、音響器音、楽器音、人声等により、付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(自動車等の使用及び管理)

第28条 自動車(道路運送車両法(昭和26年 法律第185号)第2条第2項に規定する自動 車及び同条第3項に規定する原動機付自転 車をいう。)等を使用する者及び所有する 者は、必要な整備と適正な運転を行い大気 汚染及び交通騒音の防止に努めなければな らない。

第4節 改善命令等

(停止命令)

第29条 市長は、第24条から第27条までの規 定に違反する者があったときは、その者に 対し、当該違反行為の停止その他必要な措 置を命ずることができる。

(改善命令)

第30条 市長は、特定工場等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期限を定めて当該特定施設の構造又は配置、使用方法、ばい煙等の処理方法等について改善

を命ずることができる。

- (1) 規制基準を超えてばい煙等を排出し、 若しくは発生させているとき。
- (2) 特定工場等の設置者が第16条第4項の 規定により付された条件の措置を怠ったと き。

(一時停止)

- 第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当 すると認めるときは、当該特定施設の使用 の一時停止を命ずることができる。
- (1) 前条第1号の規定による改善命令に従わないとき。
- (2) 第17条第1項の規定による認可を受けないで特定施設の内容を変更したとき。
- 2 市長は、前項第1号の規定による使用の 一時停止命令に従わないときは、当該特定 施設に係る認可を取り消すものとする。

(使用停止)

第32条 市長は、第16条の規定による認可を 受けないで特定施設を使用していると認め るとき又は前条第2項の規定により認可を 取り消されたときは、当該特定施設設置者 に対し、当該特定施設の使用停止を命ずる ことができる。

第4章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

- 第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第16条第1項の規定による認可を受け ないで、特定工場等を設置した者
- (2) 第30条第1号の規定による改善命令に 違反した者
- (3) 第31条第1項の規定による一時停止命令に違反した者
- (4) 第32条の規定による使用停止命令に違 反した者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。
- (1) 第17条第1項の規定による認可を受けないで、特定施設の内容を変更した者
- (2) 第18条第3項の規定による認定書の交付を受ける前に特定施設の使用を開始した 考
- (3) 第22条の規定による届出をしなかった者
- (4) 第7条第1項の規定による立入検査を

拒んだ者

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の 代理人、使用人その他の従業者が、その法 人又は人の業務に関し、前条の違反行為を したときは、行為者を罰するほか、その法 人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行 する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の釧路市公害防止条例(昭和46年釧路市条例第31号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、合併前の阿寒町又は音別町に属する区域に存するいずれかの施設が特定施設となった場合において、現に工場又は事業場にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に係る第22条の適用については、第22条中「30日」とあるのは、「180日」とする。
- 4 施行日から平成17年11月30日までの間に、 合併前の阿寒町又は音別町に属する区域に おいて、工場又は事業場に新たに特定施設 を設置する者(この条例の施行の際に設置 の工事をしている者を除く。)は、第16条 の規定にかかわらず、当該特定施設の設置 後30日以内に、当該特定施設の設置につい て市長に届け出なければならない。この場 合においては、第22条及び第23条の規定を 準用する。
- 5 施行日の前日までにした行為に対する罰 則の適用については、なお合併前の条例の 例による。

(3)釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例

(平成17年10月11日 釧路市条例第132号)

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 廃棄物減量等推進審議会(第7 条)
- 第3章 一般廃棄物(第8条-第16条)
- 第4章 産業廃棄物(第17条)
- 第5章 廃棄物処理手数料(第18条-第 20条)
- 第6章 一般廃棄物処理業等の許可(第 21条-第23条)

第7章 補則(第24条)

第8章 罰則(第25条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、 廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再 生、処分等の処理をし、及び再利用を促進し、 並びに生活環境を清潔にすることにより、生 活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること を目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (2) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 再利用 利用しなければ不要となる 物又は廃棄物を再び使用すること又は資源と して利用することをいう。
- (4) 再生資源 資源の有効な利用の促進 に関する法律(平成3年法律第48号)第2条 第4項に規定する再生資源をいう。
- (5) 再生品 主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物 の発生を抑制し、再利用を促進すること等に

- より、廃棄物の減量を推進するとともに、廃 棄物の適正な処理を図らなければならない。
- 2 市は、市民及び事業者の廃棄物の減量に 関する自主的な活動に対し、必要な支援を講 ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう 努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意見を施策に反映するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、再生資源及び再生品を利用することにより、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。 2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、過剰な包装を避けるよう努めるとともに、包装容器の回収に努めなければならない。
- 5 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理 の確保等に関し、市の施策に協力しなければ ならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、再生品や再生可能な商品を 選択すること等により、廃棄物の減量に努め なければならない。

- 2 市民は、再利用を促進するため、集団資源回収等の自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。
- 3 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に 関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合は、管理者とする。以下同じ。)は、 その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保持するため、清掃の実施に努めなければならない。

- 2 土地又は建物の占有者は、その占有し、 又は管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。
- 3 何人も、公園、広場、道路その他の公共

の場所に、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第2章 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 本市における廃棄物の減量及び適正 な処理に関する事項を審議するため、釧路市 廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」と いう。)を置く。

- 2 審議会は、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。
- 3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 専門の事項を審議するため、審議会に専門部会を置くことができる。

第3章 一般廃棄物

(一般廃棄物処理計画)

第8条 市は、一般廃棄物処理計画(法第6条第1項の規定により定める計画をいう。以下同じ。)に基づき、適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

(一般廃棄物の処理に関する基本的事項の 告示)

第9条 市長は、土地又は建物の占有者及び 事業者が一般廃棄物の適正な処理を容易にで きるよう、一般廃棄物処理計画のうち、市の 処理する一般廃棄物について、次に掲げる基 本的事項を告示するものとする。これらに変 更があったときも、また同様とする。

- (1) 廃棄物の種類
- (2) 分別の方法
- (3) 排出方法
- (4) 処理施設
- (5) 受入れ時間
- (6) その他必要な事項

(市が処理する一般廃棄物)

第10条 市は、家庭系廃棄物を処理するものとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

- 2 市は、事業系一般廃棄物の処分を行うものとし、事業系一般廃棄物(し尿を除く。)の収集及び運搬は行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集及び運搬を行うことができるものとする。
- 3 前項ただし書の場合においては、次条及び第18条の規定を準用する。

(市が処理する一般廃棄物の排出方法) 第11条 市が処理する家庭系廃棄物のうち可 燃ごみ及び不燃ごみは、次に掲げる方法により排出しなければならない。

- (1) 可燃ごみ及び不燃ごみ(次号に規定する粗大ごみを除く。別表第1において同じ。)は、市長が指定するごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)に入れること。
- (2) 指定ごみ袋に入らない可燃ごみ及び不燃ごみ(以下「粗大ごみ」という。)は、粗大ごみごとに市長が指定するごみ処理券(以下「ごみ処理券」という。)を張り付けること。

(適正処理困難物の指定)

第12条 市長は、市の処理する一般廃棄物のうちから、製品、容器等で、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているものを、適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の適正処理困難物となる製品等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の処置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

(排出禁止物)

第13条 土地又は建物の占有者は、市が行う 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に際して支 障があるもの等市長が別に定める廃棄物を排 出してはならない。

(一般廃棄物の管理等)

第14条 土地又は建物の占有者は、その土地 又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の 保全上支障のない方法で容易に処分できる一 般廃棄物については、なるべく自ら処分する ように努めるとともに、自ら処分しない一般 廃棄物については、一般廃棄物処理計画に定 めるところにより、分別し、保管し、及び市 長の指定する方法で排出し、収集されるまで これを管理しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物を 保管し、又は排出するときは、規則で定める 基準に従い、環境衛生及び収集作業に支障が ないようにしなければならない。

(一般廃棄物の管理等に対する指示)

第15条 市長は、前条の規定による一般廃棄物の管理等が、環境衛生又は収集作業に支障があると認めるときは、その改善を指示することができる。

(多量の廃棄物の排出者に対する指示)

第16条 市長は、多量の事業系一般廃棄物を 生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一 般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一 般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方 法その他必要な事項を指示することができる。 2 市長は、多量の家庭系廃棄物を生ずる排 出者に対し、当該家庭系廃棄物を運搬すべき 場所及びその運搬の方法その他必要な事項を 指示することができる。

第4章 削除

第17条 削除

第5章 廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第18条 市が一般廃棄物の処理をする場合で、別表第1に掲げる取扱区分の処理に該当するときは、同表により算定した額(汚水処理手数料の項にあっては、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収の方法は、規則で定める。

第19条 削除

(手数料の減免)

第20条 市長は、災害その他特別の事情があると認めたときは、第18条第1項の手数料を減免することができる。

第6章 一般廃棄物処理業等の許可

(一般廃棄物処理業の許可)

第21条 市長は、法第7条の規定により一般 廃棄物処理業の許可をしたときは、許可証を 交付する。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた 者がこれを破損し、又は紛失したときは、許 可証の再交付を受けなければならない。

(浄化槽清掃業の許可)

第22条 前条の規定は、浄化槽法(昭和58年 法律第43号)第35条の規定による浄化槽清掃 業の許可について準用する。

(許可申請手数料)

第23条 法第7条の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者及び第21条第2項又は前条において準用する同項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、別表第3に定める手数料を納入しなければならない。2 既納の手数料は、還付しない。

第7章 補則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。 第8章 罰則

(過料)

第25条 偽りその他不正の行為により、この 条例に定めた手数料を免れた者は、その徴収 を免れた金額の5倍に相当する額(当該5倍 に相当する額が5万円を超えないときは、5 万円とする。)以内の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行 する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」と いう。)の前日までに、合併前の釧路市廃棄 物の減量及び処理等に関する条例(平成6年 釧路市条例第36号)、阿寒町廃棄物の処理及 び清掃に関する条例(平成7年阿寒町条例第 8号。以下「合併前の阿寒町条例」とい う。) 又は音別町廃棄物の処理及び清掃に関 する条例(平成8年音別町条例第5号)(以 下これらを「合併前の条例」という。)の規 定により交付された一般廃棄物処理業又は浄 化槽清掃業の許可証は、当該一般廃棄物処理 業又は浄化槽清掃業の許可証の有効期間の満 了する日までの間は、第21条第1項(第22条 において準用する場合を含む。)の規定によ リ交付された一般廃棄物処理業又は浄化槽清 掃業の許可証とみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は 課すべきであった手数料の取扱いについては、 なお合併前の条例の例による。
- 4 合併前の阿寒町の区域については、市は、施行日から平成18年3月31日までの間は、第10条第2項の規定にかかわらず、し尿のほか事業系一般廃棄物の収集及び運搬を行うものとする。この場合において、事業系一般廃棄物(し尿を除く。)の収集、運搬及び処分に係るごみ処理手数料並びに排出方法は、第10条第3項の規定にかかわらず、合併前の阿寒町条例(同条例に基づく規則を含む。)の例による。
- 5 施行日の前日までにした行為に対する罰 則の適用については、なお合併前の条例の例 による。

別表第1(第18条関係)

手数料の種 類	取扱区分		手数料の額
ごみ処理手 数料	家庭系廃棄物のうち可燃ごみ 及び不燃ごみ並びに粗大ごみを 処理するとき。	可燃ごみ及び 不燃ごみ(指定 ごみ袋を使用す るとき。)	(指定ごみ袋1枚につき) (1) 6リットル用 15円 (2) 10リットル用 25円 (3) 20リットル用 50円 (4) 30リットル用 75円 (5) 40リットル用 100円
		粗大ごみ(指 定ごみ袋に入ら ないとき。)	ごみ処理券 1 枚につき 375 円
	市長の指定する施設に自ら搬入した一般廃棄物 うち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処するとき。		(1) 10 キログラムまで 50 円 (2) 10 キログラム超過分 10 キログラムまでごと (5 キログ ラム未満の端数があるときは、 これを切り捨てる。) に50 円
し尿処理手 数料	し尿を収集し、運搬し、及び処分するとき。		(1回につき) (1) 100 リットルまで 500 円 (2) 100 リットル超過分 20 リットルごと(20 リットル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に100円
汚水処理手 数料	市長の指定する施設に搬入された浄化槽汚泥等の汚水を処分するとき。		1 リットルごとに 5.75 円

別表第2(第23条関係)

手数料の種類	手数料の額
許可申請手数料	10,000円
許可証再交付手数料	1,000円

(4)釧路市みんなできれいな街にする条例 (平成17年10月11日 釧路市条例第134号)

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止(以下「ごみの散乱防止」という。)に関する施策について、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって推進するための必要な事項を定めることにより、清潔で住み良いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、びんその他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、紙くず、発泡スチロール製容器、犬のふんその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うすべて の者をいう。
- (5) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、 又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するための総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たり、市民 等、事業者及び土地所有者等に対して必要な 指導をし、及び協力を求めなければならない。 3 第1項の総合的な施策は、次に掲げる事 項とする。
- (1) ごみの散乱防止のための意識啓発に関する事項
- (2) 空き缶等の再資源化の促進に関する事 項
- (3) ごみの散乱防止のための自主的活動団体の育成に関する事項

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空 き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は空き缶 等を回収するための容器がある場合は、その 容器に収納しなければならない。

2 市民等は、犬を散歩させるときは、犬のふんの処理をするための袋等を持参し、その

ふんを持ち帰らなければならない。

- 3 市民等は、屋外で喫煙するときは、携帯 用吸い殻入れを持参し、その吸い殻を持ち帰 らなければならない。
- 4 市民等は、この条例の目的を達成するため、自ら身近な地域及び職場等における清掃活動に参加するように努めるとともに、市が実施するごみの散乱防止のための施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺その 他事業活動を行う地域において、清掃活動の 実践に努めなければならない。

- 2 飲料、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、ごみの散乱防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、この条例の目的を達成するため、従業員の意識の啓発を図るとともに、市が実施するごみの散乱防止のための施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地のごみの散乱防止のための措置を講ずるとともに、散乱した空き缶等及び吸い殻等の清掃その他必要な措置を採らなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施するごみの散乱防止のための施策に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

第7条 何人も、道路、公園、河川、海岸その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、 又は管理する土地に、空き缶等及び吸い殻等 を捨ててはならない。

(美観推進重点区域の指定)

第8条 市長は、特にごみの散乱防止をする 必要があると認める区域を美観推進重点区域 として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により、美観推進重 点区域を指定するときは、これを告示しなけ ればならない。指定を解除し、又は変更する ときも同様とする。

(施策の重点実施)

第9条 市長は、美観推進重点区域において、 ごみの散乱防止についての施策を重点的に実 施するものとする。

(立入調査)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限

度において、市長の指定する職員に事業者又は土地所有者等の土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。

(勧告及び命令)

第11条 市長は、第7条の規定に違反した者に対し、空き缶等及び吸い殻等の持ち帰り又は回収容器への収納、散乱した空き缶等及び吸い殻等の清掃等必要な措置について勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた 者が正当な理由がなくこれに応じないときは、 その者に対し、期限を定めて、必要な措置を 講ずるよう命令することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

(罰則)

第13条 第8条に規定する美観推進重点区域 において第7条の規定に違反した者で、第11 条第2項の規定による命令に違反したものは、 3万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の釧路市みんなできれいな街にする条例(平成12年釧路市条例第51号)又は阿寒町空き缶等ごみの散乱防止に関する条例(平成12年阿寒町条例第31号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。